

新潟市障がい者デイサポートセンター経過措置に関する事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市障がい者デイサポートセンター条例の一部を改正する条例（令和元年条例第47号）附則第2項の規定により利用することができる利用者の事業の実施について定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、新潟市障がい者デイサポートセンター（以下「センター」という。）の指定管理者とする。

(事業内容)

第3条 センターは、第1条に規定する利用者に対し、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 創作的活動、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する等の事業
- (2) 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、自立と生きがいを高める事業

(事業実施要件)

第4条 この事業の実施については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく新潟市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第83号。以下「基準条例」という。）による基準を遵守しなければならない。

(利用時間)

第5条 第3条で定める事業の開設時間は、1日概ね6時間とし週5日以上運営するものとする。

(事業費)

第6条 本要綱に定める事業は、新潟市障がい者デイサポートセンター指定管理料及び条例第7条に定める利用者から徴収した金額等により実施する。

(費用の負担)

第7条 事業者は、別表1の区分により算出した金額をセンターの利用者から徴収できる。

2 別表2に定めるサービスを利用した場合においては、前項の規定による金額に加え、同表に定める金額の範囲内において、利用サービスに応じた金額を徴収できる。

3 申請者より提出された、別記様式第1号による新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）所得段階区分及び障がい区分の判定等に係る同意書（以下「同意書」という。）の新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）の所得段階区分の判定に係る同意の内容に基づき、別記様式第2号による新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）利用決定通知書（以下「決定通知書」という。）を申請者に通知する。この場合において、所得段階区分の判定の基準日は原則7月1日とする。

4 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付を受ける者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条及び政令附則により低所得1及び2に規定された者は、前項に定める金額についての負担は要しないものとする。

5 本要綱に定める事業に係る負担上限月額、法による障害福祉サービスに係る利用者負担額及び新潟市障がい者地域生活支援事業実施要綱に係る利用者負担額と合算するものとし、政令で定める額とする。

（運営規定）

第8条 第2条の指定管理者は、基準条例第3条に規定する運営規定を定めておかなければならない。

（事業者等の責務）

第9条 第2条の指定管理者は、利用者の状況に応じた措置を講ずるよう努めるものとする。また、衛生上においても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 第2条の指定管理者は、業務上知りえた利用者及びその家族などの個人情報等を他に漏らしてはならない。また、個人情報の漏えいがないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第2条の指定管理者は、利用者及びその家族などからの苦情に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応をしなければならない。

4 第2条の指定管理者は、利用者に対するサービスの内容や、苦情処理などの必要な事項を記録整備し、事項記載年度から5年間保存しなければならない。

5 前項に定める記録等については、市長が必要と認めるときは、市長に提出しなければならない。

（利用手続等）

第11条 この要綱の規定に基づきセンターを利用しようとする者又はその保護者は、第7条第3項の同意書を提出する時期と同時に（毎年7月1日までに）、別記様式第3号により市長宛てに利用（登録）申請をしなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があった場合、申請者に対し、決定通知書により通知する。

3 この要綱の規定に基づきセンターを利用している者又はその保護者は、第7条第3項に定める同意書及び第1項の申請内容に変更が生じた場合は、同意書及び別記様式第4号により速やかに市長に届けなければならない。

4 この要綱の規定に基づきセンターを利用している者が、センターの利用を取り止める場合は、利用者又はその保護者は、別記様式第5号により速やかに市長に届けなければならない。

（障がい区分の認定）

第12条 前条第1項による申請が行われたときは、第2条の指定管理者は、本人又はその保護者に対し、別記様式第6号又は別記様式第7号による新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）障がい区分聴き取り調査票（以下「聴き取り調査票」という。）及び別記様式第8号による新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）障がい区分認定調査票（以下「認定調査票」という。）により認定調査を行い、市長へ聴き取り調査票と認定調査票を提出する。ただし、障害福祉サービス等（障害サービスのうち居宅介護及び短期入所並びに地域生活支援事業のうち移動支援事業及び日中一時支援等事業）を利用している者で、新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による支給等決定事務取扱要領（平成14年10月1日制定。以下「新潟市障害者総合支援法による支給等決定事務取扱要領」という。）別記様式第2号の調査内容による調査を行っており、かつ同意書の新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）の障がい区分の判定に係る同意により判定が可能な場合は、聴き取り調査等は不要とする。

2 前項の規定は、利用者が毎年7月1日を基準日として行う障がい区分の更新について準用する。

3 市長は、前2項による障がい区分の認定又は更新が行われたときは、申請者に対し、決定通知書により通知する。

（検査等）

第13条 市長は、事業実施の適正を期するため実施事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業所に赴かせ、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に発行されている、第1条に規定する利用者に係る新潟市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年10月1日制定）様式第2号の規定による通知書は、当該通知書の利用期間が満了する日までの間は、この要綱の別記様式第2号の規定による通知書とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

区分	利用料金の額（1 日につき）		
	利用時間が 4 時間未満の場合	利用時間が 4 時間以上 6 時間未満の場合	利用時間が 6 時間以上の場合
区分 3	345円	576円	748円
区分 2	319円	533円	693円
区分 1	295円	491円	638円

備考

- 1 上表中「区分 3」とは、食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障がいをも有する程度又はこれらに準ずる程度の障がいの程度の区分をいう。
- 2 上表中「区分 2」とは、食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障がいをも有する程度又はこれらに準ずる程度の障がいの程度の区分をいう。
- 3 上表中「区分 1」とは、区分 3 及び区分 2 に該当しない程度の障がいの程度の区分をいう。
- 4 利用者に対して食事の提供、入浴の介助等のサービスを提供した場合は、上表の額に実費等を勘案して別表 2 に定める額の範囲内において市長の承認を得て加算するものとする。

別表 2（第 7 条関係）

区分		加算額
入浴の介助	被保護者等が利用する場合	0 円
	上記以外の者が利用する場合	1 回につき 40 円
入浴に係る実費		1 回につき 200 円
給食の提供に係る費用	被保護者等が利用する場合	1 食につき 230 円
	低所得者が利用する場合	1 食につき 272 円
	上記以外の者が利用する場合	1 食につき 650 円
送迎に係る費用	被保護者等が利用する場合	0 円
	上記以外の者が利用する場合	片道につき 54 円

備考

- 1 上表中「被保護者等」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に規定する支援給付を受けている者をいう。
- 2 上表中「低所得者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する者をいう。

別記様式第 1 号

新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）
所得段階区分及び障がい区分の判定等に係る同意書

（宛 先）新潟市長

新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）の利用について、新潟市障がい者デイサポートセンター経過措置に関する事業実施要綱第 7 条に基づく利用者負担額減額、免除等に係る確認のため下記の項目について同意します。

年 月 日
利用者 氏名

以下の項目において同意される場合は、該当の項目の□に記号レ印をつけてください。

《新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）の所得段階区分の判定に係る同意》

- ☐ 生活保護の受給状況について、必要な際、職員が閲覧することに同意します。
- ☐ 障がい者デイサポートセンター経過措置に関する事業に係る利用者負担額減額、免除等の決定のために必要があるときは、本人及び配偶者の住民記録台帳及び課税状況について、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。
- ☐ 現在、他の障がい福祉サービスを利用しており、当該サービス利用にあたり、収入・資産等状況のわかる書類を市に提出していますので、その資料を職員が閲覧することに同意します。

本人及び配偶者氏名	続 柄	年 齢	住 所
印	本 人		
印	配偶者		

※ 同意をいただいた場合でも必要がある場合は、住民票及び課税状況のわかる書類の提出をお願いすることがあります。

《新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）の障がい区分の判定に係る同意》

- ☐ 障害福祉サービスのうち居宅介護、短期入所並びに地域生活支援事業のうち移動支援事業及び日中一時支援等事業の支給の要否を定めるための調査書（「新潟市障害者総合支援法による支給等決定事務取扱要領」別記様式 2 号）について、職員が閲覧することに同意します。
- ☐ また、閲覧した調査書を基に、新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）の利用に係る障がい区分が算出されること及び利用する同センター事業者へ情報提供することに同意します。
- ※ 同意をいただいた場合でも必要がある場合は、再度聞き取り等をお願いすることがあります。

第 号
年 月 日

様

新潟市長

新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）利用決定通知書

新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）利用について、下記のとおり決定したので通知します。

利 用 者 （ 障 が い 者 ） 氏 名	
住 所	
利 用 事 業 所 名	
利 用 期 間	
利 用 者 負 担 上 限 額 （ 月 額 ）	
区 分	
備 考	

別記様式第3号

年度 新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置） 利用（登録）申請書

年 月 日

（宛 先）新潟市長

住所

氏名

（利用者との続柄 ）

私は、新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）を利用（登録）したいので下記のとおり申請します。

利用者	氏 名		生年月日	年 月 日（ 歳）		
	住 所	新潟市			電話（ ）	－
	利用事業者名					
	障がい種別等	身体・療育・精神 手帳		（級）	区分（※）	1・2・3
	利用開始日					
	利用予定日	毎週 月・火・水・木・金・土・日 その他（ ）				
	通 所 方 法	バス・電車・自家用車送迎・タクシー・施設送迎・その他（ ）				
	利 用 目 的					
	利用するサービス（○で囲む）	入 浴 / 送 迎				
保護者氏名（続柄）		（ ）	緊急連絡先			
			個人番号			
施設長確認欄		（施設長氏名 印）				
備考						

（注）・この書類は継続して利用する場合も毎年度当初に記入し施設長へお出し下さい
・「障がい種別等」，「利用予定日」，「利用方法」は，該当する箇所を○で囲んで下さい
・必ず本人又は家族が記入して下さい
・※印欄は，市または施設長が記入します

別記様式第4号

年度 新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）利用（変更）届出書

年 月 日

（宛 先）新潟市長

住所

氏名

（利用者との続柄 ）

新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）利用申請内容の変更について下記のとおり届出ます。

1. 変更の理由

2. 変更の内容

項目	変更前	変更後
変更しようとする項目		

※施設長確認 施設名
欄 施設長氏名 印

- （注）
- ・この書類は施設長へお出し下さい
 - ・必ず本人又は家族が記入して下さい
 - ・※印欄は、市または施設長が記入します

様式第 5 号

年度 新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）利用取止届

年 月 日

（宛 先）新潟市長

届出人 住所
氏名
(利用者との関係)

私は、新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）の利用を取り止めますので、次のとおり届けます。

利 用 者 氏 名		生年月日	年 月 日
利 用 者 住 所			
利 用 施 設 名			
利 用 取 止 め 日	年 月 日		
利 用 取 止 め の 理 由			
施 設 長 所 見 (※)	(施設長 <u>氏名</u>)		

(注)※印欄は、市または施設長が記入します。

別記様式第 6 号

新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）障がい区分聴き取り調査票

（身体障がい者用）

1 申請者

過去の決定	初回 2回目以降（前回決定 年 月 日）	前回決定結果	区分 1・2・3
申請者氏名	ふりがな		
生年月日	年 月 日（ 歳）		

2 備考

--

3 聴取り

下表のアからオまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、当てはまるものに1つだけ○印を付けてください。

日常生活動作等	（ア）列		（イ）列		（ウ）列	
ア 食事	全介助が必要	2	一部介助が必要	1	介助の必要性が低い	0
イ 排せつ	全介助が必要	2	一部介助が必要	1	介助の必要性が低い	0
ウ 入浴	全介助が必要	2	一部介助が必要	1	介助の必要性が低い	0

エ 移動	全介助が必要	2	一部介助が必要	1	介助の必要性が低い	0
オ 重複障がい	→		あり	3	なし	0
小計	点		点		点	

特記事項		合計	点	区 分		
				1	2	3

注1 (ア)列及び(イ)列の選択肢にいずれにも該当しない場合は、(ウ)列を選択してください。

2 「重複障がい」とは、視覚障がい1級、聴覚障がい2級又は音声機能・言語機能障がい3級に限ります。

3 日常生活動作（食事、排せつ、入浴及び移動）について、やや時間がかかっても介助なしに1人で行える場合は、一部介助に該当しないものとして取り扱ってください。

4 障がい区分による単価は、次の表により認定してください。

合計点数	6点以上	3点以上5点以下	2点以下
区分	区分3	区分2	区分1

別記様式第 7 号

新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）障がい区分聴き取り調査票

（知的障がい者・精神障がい者用）

1 申請者

過去の決定	初回 2回目以降（前回決定 年 月 日）	前回決定結果	区分 1・2・3
申請者氏名	ふりがな		
生年月日	年 月 日（ 歳）		

2 備考

--

3 聴取り

下表のアからオまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、当てはまるものに1つだけ○印を付けてください。

日常生活動作等	（ア）列		（イ）列		（ウ）列	
ア 食事	全介助が必要	2	一部介助が必要	1	介助の必要性が低い	0
イ 排せつ	全介助が必要	2	一部介助が必要	1	介助の必要性が低い	0
ウ 入浴	全介助が必要	2	一部介助が必要	1	介助の必要性が低い	0

エ 移動	全介助が必要	2	一部介助が必要	1	介助の必要性が低い	0
オ 行動障がい	著しい	6	あり	3	なし	0
小計	点		点		点	

合計	点	区 分		
		1	・	2 ・ 3

注1 （ア）列及び（イ）列の選択肢にいずれにも該当しない場合は、（ウ）列を選択してください。

2 障がい区分による単価は、次の表により認定してください。

合計点数	6 点以上	3 点以上 5 点以下	2 点以下
区分	区分 3	区分 2	区分 1

3 「オ 行動障がい」は調査票裏面「3 行動障がいに関する領域」の調査にもとづき、1 項目でも「ほぼ毎日」があれば「著しい」に該当、1 項目でも「おおむね月 2 ～ 3 回」があれば「あり」に該当します。

新潟市障がい者デイサポートセンター（経過措置）障がい区分認定調査票
実施者（記入者）

実施日	年 月 日	記入者氏名	
実施場所	施設内・居宅内・その他（ ）		

1 本人の身体状況（障害支援区分認定調査の実施の場合、省略可）

氏名			生年月日		
住所				電話番号	
※障害支援区分認定調査の実施			・ 有	・ 無	
(1) 慎重・体	身長	cm	体重	kg	
(2) 視力	☐ 全く見えない ☐ かなり見えない ☐ やや見えない ☐ 普通				
(3) 聴覚	☐ 聴こえない ☐ かなり聴こえない ☐ やや聴こえない ☐ 普通				
(4) 言語	☐ 言えない ☐ ほとんど言えない ☐ やや言えない ☐ 普通 ☐ 脳性まひによる ☐ 知的障害による				
(5) 麻痺等の	☐ なし ☐ 左上肢 ☐ 右上肢 ☐ 左下肢 ☐ 右下肢 ☐ その他				
(6) 関節の可 制 限 (複数回答)	☐ 肩関節 (☐ 右 ☐ 左) ☐ 肘関節 (☐ 右 ☐ 左) ☐ 股関節 (☐ 右 ☐ 左) ☐ 膝関節 (☐ 右 ☐ 左) ☐ 足首関節 (☐ 右 ☐ 左) ☐ 手首関節 (☐ 右 ☐ 左) ☐ 手指関節 (☐ 右 ☐ 左) ☐ 足指関節 (☐ 右 ☐ 左) ☐ なし				
その他					

項目	本人の状況	生活の状況	特記事項	支援の必要性		標準時間	特記時間
(1) 食事 行為	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	☐ 補助具を用いている ☐ 介助者が行っている ☐ 他介助者で行っている		1 要	2 不要	標準 30 分	
(2) 排泄 行為	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	☐ 介助者が行っている ☐ 他介助者で行っている		1 要	2 不要	標準 10 分	
(3) 入浴 行為	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	☐ 補助具を用いている ☐ 介助者が行っている ☐ 他介助者で行っている		1 要	2 不要	部分浴 20 分 部分浴洗髪 45 分 全身浴 45 分 シャワー 45 分	

(4)移動 (屋内)	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	☐ 補助具を用いている ☐ 介助者が行っている ☐ 他介助者で行っている		1 要	2 不要		
(5)移動 (屋外)	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	☐ 補助具を用いている ☐ 介助者が行っている ☐ 他介助者で行っている		1 要	2 不要		
(6)その他介護	a 一人でできる b 一部介助を要する c できない	☐ 補助具を用いている ☐ 介助者が行っている ☐ 他介助者で行っている		1 要	2 不要		

※知的障がい、精神障がい及び発達障がいを有する場合は下記項目を追加する。

3 行動障がいに関する領域

項目	本人の状況	備考
強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動	☐ ほぼ毎日ある ☐ おおむね週 2～3 回 ☐ おおむね月 2～3 回 ☐ ほとんどない	
睡眠障がいや食事・排泄に係る不適応行動	☐ ほぼ毎日ある ☐ おおむね週 2～3 回 ☐ おおむね月 2 回～3 回 ☐ ほとんどない	
自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	☐ ほぼ毎日ある ☐ おおむね週 2～3 回 ☐ おおむね月 2 回～3 回 ☐ ほとんどない	